

とうかい協働ルールブック 2026

東 海 市

はじめに

本市では、平成15年（2003年）に「東海市まちづくり基本条例」並びに「東海市市民参画条例」を制定し、「協働・共創」の考えを大切にして、市民や地域、団体、事業者など、本市に関わるすべての皆様とまちづくりを進めてきております。

平成18年（2006年）には、NPOを始めボランティアグループ・任意団体やコミュニティ、町内会・自治会などの地縁組織と行政が協働を進めるうえで、双方が遵守するべきルールなどを定めた「東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006」を策定し、協働によるまちづくりを推進してまいりました。

現在、全国的な人口減少や少子化・高齢化のさらなる進行、SDGsをはじめとする持続可能な地域社会の実現に向けた取組の拡大など、私たちを取り巻く環境は急速に変化しており、先を見通すことが困難な時代となっています。同時に地域課題は、ますます多様化かつ複雑化・複合化しており、これまでと同様の取組や方法では解決できないケースが増えつつあります。

そのような中、持続可能なまちづくりを進めるためには、今までにも増して、協働・共創によるまちづくりが必要不可欠であると考えています。

このたび、東海市協働推進体制づくり検討委員会の委員の皆様、本市のさらなる協働のまちづくりの推進に向けた「多様な主体による協働のあり方」について、検討をいただく中で、合わせて本ルールブックについて議論を重ねていただき、「とうかい協働ルールブック2026」として名称を新たに、一部改訂するに至りました。

結びに、NPO、市民活動団体、地縁団体、福祉団体・関係者、公益性の高い民間団体、企業、教育機関及び行政などの地域社会の多様な主体が協働を進めるに当たって、本ルールブックが活用されることを期待するとともに、引き続き、協働の趣旨に対する御理解と協働・共創によるまちづくりの推進のために一層の御協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

令和8年（2026年）3月

東海市長 花田勝重

目次

第一部 協働の基本的な考え方	1
1 背景.....	1
(1) 協働が求められる社会的背景	1
(2) 本市の取組	2
2 本ルールブックの役割.....	4
(1) 当事者	4
(2) 目的	4
(3) 性格	5
(4) 活用方法	5
(5) 検証	5
(6) 改訂	5
3 協働とは	6
(1) 協働の定義	6
(2) 協働の意義	6
(3) 協働の形態	7
(4) 支援と協働の違い	9
第二部 協働を進めるにあたって	9
1 行政が心がけること.....	9
2 行政以外の多様な主体が心がけること	10
第三部 協働を進めるための3つの原則(理念)	11
1 成果志向	11
2 自立・自律と相互理解	12
3 透明性・説明責任	12
第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ	13
1 環境整備	13
2 企画立案.....	13
3 実施	14

4 評価	14
参考資料	
○東海市まちづくり基本条例	17
○東海市市民参画条例	21
○とうかい協働ルールブック2026の策定経緯・経過	23
○東海市協働推進体制づくり検討委員会設置要綱	26
○東海市協働推進体制づくり検討委員会委員名簿	28
○東海市協働推進体制づくり庁内検討会議設置要綱	29
○東海市協働推進体制づくり庁内検討会議委員名簿	32

第一部 協働の基本的な考え方

1 背景

(1) 協働が求められる社会的背景

○ 地方分権の時代

地方分権により、地方公共団体は、自己決定と自己責任の原則により、住民の多様なニーズに対し、責任をもって住民サービスを選択し、提供することが求められています。また、地域社会の主役である住民の意思に基づく「住民自治」の視点から、住民による自己決定と自己責任の原則により、責任あるまちづくりへの市民参加と参画を進めることが、求められています。今後は、個性を活かし自立した地方をつくるために、まちの特色と独自性を活かしながら、地域ぐるみで協働し、地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らして地域に活力をもたらし、住民自治の拡充を図る必要があります。

○ 全国的な人口減少と少子化・高齢化の進行

人口減少や少子化・高齢化の進行による人口・世帯構造の変化は、介護における人的、経済的な課題や次世代の負担の増加、労働力低下や社会保障などに係る費用の増大など、社会全体に大きな影響を与えるとともに、私たちが生活するコミュニティ、町内会・自治会などの地域社会における担い手不足など、暮らしのさまざまな場面に影響をもたらしつつあります。

活力ある地域社会を維持していくためには、人口減少と少子化・高齢化に対応した社会の仕組みづくりが必要です。

○ 多様化の時代

福祉、環境、コミュニティの活性化、社会教育、まちづくりなどさまざまな分野で市民のニーズが多様化しており、複雑で多様な地域課題などに行政が中心となって対応するだけでは、困難なケースが増えています。

○ 地域力の時代

コミュニティ、町内会・自治会や自由な発想で活動するNPO・市民活動団体が市民サービスの担い手として期待されています。

また、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する課題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められます。

引き続き、「地域のことは、地域で」という考え方に立って、地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるように市と市民が共にまちづくりを進める必要があります。

そのためには、「民間でできることは民間で」、「地域でできることは地域で」の原則に基づいて、自主自立のための地域力を向上させていくことが求められています。

○ 公共私連携の時代

地域社会を取り巻く環境は、さまざまな課題や資源の制約などにより、今後ますます厳しい状況となっていくことが予想されます。

人手不足や複雑化する課題に対応するためには、これまで、NPO、市民活動団体（ボランティアグループ・任意団体など）、地縁団体（コミュニティ、町内会・自治会）、福祉団体・関係者（子ども会、シニアクラブ、民生委員・児童委員など）、公益性の高い民間団体（商工会議所、社会福祉協議会など）、企業、教育機関（大学、高等学校など）及び行政などの主体が、それぞれ担ってきた機能について、連携・協働を図り、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていくことが重要となってきました。

(2) 本市の取組

市民の自主性と自立性が十分発揮され、地域に根ざした地方分権型のまちづくりの仕組みをつくるため、平成13年度（2001年度）に市民参画推進室を設置し、市民参画により検討を行い市のまちづくりの基本事項を定める「東海市まちづくり基本条例」を平成15年（2003年）12月に施行しました。

本条例においては、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めています。

「協働・共創によるまちづくり」とは、市民と市が、まちづくりの過程において、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携えて、相互に補完し、協力して、自分達のまちを「創る」ことを目指すことです。

○ 地域まちづくりネットワーク事業（平成15年度（2003年度）から）

市内12か所の市民館などの公共施設に市担当職員が定期的に訪問・滞在しており、地域住民との意見交換や交流により地域の実情を把握し、各地域にあったまちづくりのコーディネーターとして地域活動の支援をしています。

○ 東海市立市民活動センターの開設（平成18年（2006年）4月1日）

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行う施設です。まちづくり協働推進事業の仕組みを活用してNPOに委託しています。

○ 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」の策定（平成18年（2006年）10月18日）

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成しました。

なお、協働の当事者をボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動法人（NPO法人格取得団体）及び地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会など）として捉えていました。

○ まちづくり協働推進事業（平成19年度（2007年度）から）

地域課題を解決し、東海市総合計画などで示すめざすまちの姿を実現させるため、本市が募集する事業に対して、NPOや市民活動団体から提案を受け、市と協働により行う事業です。令和7年度（2025年度）までに、延べ35事業について、まちづくり協働推進事業審査会の審査結果を受けて事業

実施団体を選定し、3ヵ年を1区切りとして事業を実施しています。

なお、平成15年度(2003年度)から平成18年度(2006年度)までは、NPOや市民活動団体などからまちづくりに関する事業の提案を公募し、優れた事業に対して、市から助成金・補助金を交付するまちづくり活動支援事業を実施していました。

2 本ルールブックの役割

(1) 当事者

本ルールブックにおける当事者は、東海市のまちづくりに関わる全ての主体です。

具体的には、NPO、市民活動団体(ボランティアグループ・任意団体など)、地縁団体(コミュニティ、町内会・自治会)、福祉団体・関係者(子ども会、シニアクラブ、民生委員・児童委員など)、公益性の高い民間団体(商工会議所、社会福祉協議会など)、企業、教育機関(大学、高等学校など)及び行政などの本市のまちづくりに関わる様々な担い手を最大限広く捉え、「多様な主体」と表現します。

なお、原則として行政は「多様な主体」に含まれますが、文章全体の趣旨や記載内容などから、他の主体と分けて記載することがあります。

【例:「行政は、多様な主体と協働する」や「多様な主体と行政」など】

また、当事者による協働の形態については、行政以外の多様な主体同士によるものや、行政以外の多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体同士によるものなどが考えられますが、これらを総じて「多様な主体間」と記載します。

(2) 目的

地域の多様なニーズに対応していくためには、行政だけが公共サービスを担うのではなく、行政以外の多様な主体と行政とが適切に役割分担をしながら、効率的で効果的なサービスの提供を図ることが大切になっています。

そのなかで、公的資金にかかわるアカウンタビリティ(説明責任)を

果たすと同時に、行政以外の多様な主体がそれぞれの長所を発揮できるような自立性・自律性を保障することが求められます。

本ルールブックは、多様な主体と行政が協働を進め、市民に責任のもてる効果的な協働を実現していくために、お互いに尊重したり、守るべきルールを定めたりするものです。また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(3) 性格

本ルールブックは、行政を含む多様な主体の法的な責任を記載しているものではありません。多様な主体と行政が協働を進めていくうえで、それぞれ最大限に遵守することをお互いに約束する「紳士協定」であり、双方からの市民に対する約束でもあります。

また、行政以外の多様な主体間で協働を進めていくうえでも、参考としていただくものです。

(4) 活用方法

本ルールブックは、多様な主体間が協働を進める場合のよりどころとなるものです。お互いが、違和感を抱いたり、議論が行き違ったりした場合にも、本ルールブックが示す趣旨を尊重して、率直な意見交換のなかで合意を形成することができます。

本ルールブックは「完成して終わり」というものではありません。「このルールブックを協働の現場で、いかに使いこなしていくか」「多様な主体と行政が対話をしていくうえで、有効な“道具”としてどう使えるか」といったことを、中心として考えていくものです。

(5) 検証

引き続き、本ルールブックの内容に沿って、定期的に、多様な主体と行政の協働事業を中心として、検証することが求められます。

(6) 改訂

本ルールブックは、多様な主体と行政が定期的な協議や検討による改善を

加え、多様な主体と行政で育てていくべきものです。

頻繁な改訂は望ましいとはいえませんが、多様な主体又は行政のどちらかからの提案があった場合は、改訂を検討することが必要です。

3 協働とは

(1) 協働の定義

本ルールブックでは、「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと」と捉えています。

対象となる「地域課題」については、「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動となりますが、「私益」「共益」「公益」を明確に区分することはできず、また、公益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化することから、「公益性が意識されている地域課題の解決に向けた多様な主体間の取組み」も協働と考えています。

(2) 協働の意義

自分たちで「やれることはやる」「出せるものは出し合う」「責任を持って決める」といった精神で、東海市という地域社会を構成する多様な主体が協力し、めざそうとする東海市のまちの姿を具体的に描き出していくことが求められています。

○ 自立型地域社会の構築

多様な主体が、「この地域社会を住み良いものに」という方向性を共有し、一緒に課題解決に取り組むことで、双方が自治意識や主体的なまちづくりへの意識を高めることができます。また、多くの市民が市民活動に参加することにより、地域における自主的・自立的な社会的課題解決能力が高まり、地域力が培われます。

○ 多様化する市民ニーズへの対応

多様な主体が、協働することにより、新たな課題や複雑化・多様化した市民ニーズに適切に対応していくことが可能となります。

○ 公共サービスの質の向上

多様な主体が、相互の資源（人材・財源・情報）を効果的に活用することにより、質の高い公共サービスが市民に提供できます。

○ 協働を通じた意識改革

多様な主体が、互いにノウハウや事業手法などを学びあうことは、それぞれの意識改革につながります。

(3) 協働の形態

ア 協働と連携と協力

「協働」と似た言葉に「連携」と「協力」があります。

多様な主体のそれぞれの視点や組織文化などによって、言葉の意味の捉え方や使い方が異なりますが、「協働」と「連携」と「協力」の言葉について、一般的に考えられる言葉の意味合いは次のとおりです。

【協働と連携と協力の言葉の意味合い】

言葉	主体性	関係性	(行動の)一体性	イメージ
協働	対等	深い	一緒に取り組む	肩を組んで共に歩く
連携	各自が独立	中程度	部分的に合わせる	情報共有しながら並走
協力	一方的	浅い	ない又は少ない	手伝う

なお、本ルールブックでは、協働の定義を「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、地域課題の解決のために一緒に取り組むこと」としており、多様な主体間でこの考え方が大切にされていれば、言葉の使い方に関わらず、「協働」として広く捉えています。

また、本ルールブックは、多様な主体間が「協働」を進める場合のよりどころとなるものですが、連携や協力など、多様な主体間が関係性を持つこと自体を前向きな方向と考えています。

イ 行政から見た協働の形態

時限的な事業単位で捉えられることがほとんどです。一般的に考えられる

形態としては、委託（指定管理含む）、補助、実行委員会・協議会、共催、後援、事業協力、情報提供・意見交換などがあります。事業実施に至るまでの発案や事業実施の体制などの協働の形態については、行政以外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体間によるものなどが考えられます。

形態によって、分担の仕方や責任の比重はさまざまです。お金・知恵・実施・決定・場所・時間・人材などについて、どこの部分をどの主体がどの程度担うのかはケースバイケースであり、事業ごとに事前協議をする必要があります。

協働の形態のなかから、委託と補助について具体的に紹介します。

○ 委託

一般的には、行政が多様な主体の特性を活用して、業務を委託するパターンが想定されます。この場合、実施主体は行政であるため、実施責任、成果の帰属は行政にあります。委託を受けた多様な主体は、契約書や仕様書などに定められた業務の履行義務を負うこととなります。

【留意すること】

- ・コスト軽減のみを委託目的にしない
- ・委託先を下請け業者とみなさない

○ 補助

一般的には、行政が多様な主体が行う事業について、その資金の一部を公費で支出するパターンが想定されます。この場合、事業の実施主体は、補助を受ける多様な主体であり、事業の実施責任や成果の帰属は、補助を受けた多様な主体にあります。

【留意すること】

- ・事業の透明性を高める
- ・同一事業等への長期間にわたる補助は避ける

(4) 支援と協働の違い

多様な主体が成長するための議論と、多様な主体と行政と一緒に事業に取り組むための議論は区別して捉えることが、大切です。

本ルールブックは、多様な主体を支援するための基本方針ではなく、より効果的に多様な主体と行政などが協働に取り組むための基本方針であることを留意する必要があります。

第二部 協働を進めるにあたって

協働を進める大前提として、多様な主体と行政のそれぞれが、組織として、お互い自律的に心がけたいことがあります。

1 行政が心がけること

行政は、効率性・効果性の観点から、協働の効果が最大限に発揮できるように既存制度や慣行を見直し、民間活力を生かすことのできる方策を考えることが求められています。

- 行政は、公共サービスに対する地域住民のニーズを的確に把握するように努める（顧客志向）
- 行政は、直営で行っている公共サービスについて、その必要性や効率性を考え、不断に見直すように努める（直營業務の見直し）
- 行政は、多様な主体への事業委託にあたっては、事業の成果目標を明確にし、行政の関与が必要以上に大きくなることを防ぐとともに、まとまりのある業務を委託し、多様な主体が創意工夫を発揮しやすいようにする（官から民へ）
- 行政は、官民双方が実施している公共サービスについては、市場化テストなど競争のなかで双方のサービスの質が高まるような仕組みを検討するように努める（官民競争）
- 行政は、多様な主体の社会における役割や存在意義を積極的に理解し、協力や支援の必要性について認識するように努める（多様な主体の理解）

- 行政は、多様な主体の意思や自主性を尊重し、過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりしないように努める（自主性の尊重）
- 行政は、多様な主体が既に創出あるいは提供しているサービスや事業・行事がある場合は、極力、その活性化や発展を妨げないよう連携・協議に努める（民業圧迫の防止）
- 行政は、公の施設の利用ルールについて、有償で活動する非営利団体の存在を考慮して見直すように努める（公の施設利用ルールの見直し）
- 行政は、地域や多様な主体への補助金が成果をあげるよう、配分方法の工夫や改善するように努める（補助金ルールの見直し）
- 行政は、契約に係る事務について、時代変遷や協働相手の多様化に伴い、その意義や必要性が低下している部分については、簡素効率や改善を図るように努める（事務の簡素化）
- 行政は、地域課題に取り組む際に、関連する部局が連携して横断的に取り組むことができるよう、連携と協議に努める（縦割りの解消）
- 行政は、情報を必要としている受益者（サービス利用者など）に、最も効果的に届けられるよう、部局横断的で一体的な情報発信に努める（情報発信）

2 行政以外の多様な主体が心がけること

行政以外の多様な主体は、自立性・自律性の確立や経営能力の向上など、絶えず自らの活動を振り返り、改善していくことが求められています。

- 多様な主体は、自ら責任を持てる水準での事務処理体制を培うように努める(実務体制の整備)
- 多様な主体は、事業の目的を達成できるよう、実務遂行能力の向上や人材育成に努める(実務遂行能力の向上)
- 多様な主体は、自らの専門能力を高め、活動や事業に対する信頼感の醸成と責任意識を持つように努める(専門性の向上)
- 多様な主体は、自ら活動資金の調達方法を工夫し、財源を開拓するように

努める(財源の多様化)

- 多様な主体は、自分たちの活動が地域にどういった成果をもたらしているか、絶えず再確認し、自ら振り返る力を身につけるように努める(自己評価)
- 多様な主体は、自らの理念や主張が市民全員の意見を必ずしも代表し得ないことを自覚し、他者の共感をより広げていくように努める(支持と共感)
- 多様な主体は、時代やニーズに即した役割の変化について、その必要性を認識し、活動を進めるように努める(変化への対応)
- 多様な主体は、自主性や自立性・自律性を育てられるような意思決定の仕組みや役員体制を心がける(自主的統治)
- 多様な主体は、行政独自の契約におけるルールがあることを認識し、理解を深めるように努める(行政ルールの理解)

第三部 協働を進めるための3つの原則(理念)

1 成果志向

協働で大切なことは、一緒に取り組むことで事業の有効性が高まることです。協働の形態は、行政以外の多様な主体間によるものや、多様な主体と行政によるもの、行政を含む複数の多様な主体間によるものなどが考えられます。

- 多様な主体間は、利用者や住民のニーズを十分に把握・共有するように努める(住民ニーズの把握・共有)
- 多様な主体間は、事業の成果目標や達成期限を明確に設定し、その達成に向けて努力する(成果目標の設定)
- 多様な主体間は「何のために一緒に取り組むのか」といった協働する目的を共有し、常に原点に立ち戻り、相互確認するように努める(協働の目的の共有)
- 多様な主体間は、地域社会での「全体最適」として、公共サービスの質が高まり、社会的コストが適切になるような役割分担と意識を持つように努める(全体最適)
- 多様な主体間は、お互いが持っている良さや得意な部分(人手、アイ

デア、事務能力、時間、お金など)を出し合って、速やかに成果が出せるように努める(資源の持ち寄り・持ち帰り)

■望ましくないこと:

協働を単に自己目的化することや手続きのみを至上とする考え方、結果のみを追い求め、プロセスを大切にしないことなど

2 自立・自律と相互理解

多様な主体間がそれぞれの自主性や自立性・自律性を尊重しあうことが大切です。「違って当然」「違うからこそ力が発揮できる」という認識を持つ必要があります。

- 多様な主体間は、お互い自律的に責任意識を持ち、取り組むように努める(責任意識)
- 多様な主体間は、一方的に相手に要望したり、任せたりせず、上下・主従なく対等に取り組むように努める(対等の関係)
- 多様な主体間は、組織のしくみや行動様式が異なり、それぞれの価値観には高低・優劣の差がないことを認識し、お互い理解を深めるように努める(相互理解)
- 多様な主体間は、お互いの長けているところを認め合い、学びあうように努める(学び合い)
- 多様な主体間は、お互いの組織が持っている使命や理念を尊重するように努める(価値の尊重)

■望ましくないこと:

もたれあいや常識の絶対化、軽視、先入観、思い込みなど

3 透明性・説明責任

多様な主体間は、地域社会や市民に対する責任として、協働について、より広くわかりやすく発信するように情報の「質」を意識することが必要です。

- 多様な主体間は、お互いの責任を明確にし、その認識を共有するよう

に努める（責任の明確化）

- 多様な主体間には、お互い守秘義務を負い、個人情報や著作権の保護などに努める（守秘義務）
- 行政は、自らの事業実施に係る基本的もしくは具体的な情報を開示し、よりよい協働を可能とする情報提供に努める（情報提供）
- 多様な主体は、協働事業で「公の資金」を使った場合、使途の合理性や透明性を確保するように努める（公金使途の説明）

■望ましくないこと:

馴れ合い、合意形成プロセスの不透明化や密室協議、責任転嫁や責任回避

第四部 協働を実践するうえでの4つのステップ

協働を実践するうえでは、環境整備、企画立案、実施、評価という4つのステップがあります。

1 環境整備

協働の実施にさきがけ、多様な主体間には、最大の効果を発揮できる協働が行えるよう、それぞれが互いに実施体制を整える必要があります。

- 多様な主体は、協働する意義を認識し、適切な協働相手を選べるよう、日頃から活動情報や実績を蓄積共有するように努める（協働の相手探し）
- 多様な主体間には、協働にまつわる課題や実施可能性について議論できるよう、協議の機会を積極的に設けるように努める（協議の機会）
- 行政は、多様な主体と協働する意義を市全体に徹底させ、課等や職員によって認識に差が出ないように努める（行政における基本方針）

2 企画立案

多様な主体間には、協働にあたっては、十分に企画立案段階で協議を深めることが重要です。

- 多様な主体間には、企画立案に際して、可能な限りお互いで協議する場をもち、創造的かつ前向きな改善や変更の機会を保障できるように努める（創意工夫の誘発）

- 多様な主体間は、協働における経費を検討する際、内部のルールや事情のみで決めたり、ボランティアに提供される資源にばかり頼ろうとしたりすることなく、十分協議をするように努める(適切な経費負担)
- 行政は、多様な主体における人件費や管理コストの必要性を十分認識し、適切に契約額を積算するように努める(人件費管理費の積算)

3 実施

多様な主体間は、企画立案での協議結果を踏まえつつ、実施段階においても、丁寧な議論を心がけていくことが重要です。

- 多様な主体間は、事業方針及び意思決定や進行管理などの方法について、あらかじめ合意をしたうえで、実施にかかるように努める(事前合意)
- 多様な主体間は、お互い情報の抱え込みや勝手な期待(思い込み)による判断を避け、早めに、報告・連絡・相談をするように努める(ほう・れん・そう)
- 多様な主体間は、どちらかだけが一方的に主張したり、自分たちにしか通じない用語を使用したりするのではなく、活発に議論を行い、意思疎通を図るように努める(コミュニケーション)
- 多様な主体間は、お互いの活動スタイルなどを認識し、一律に既存のルールや枠組みに当てはめて捉えないように努める(新しい価値創造)
- 多様な主体間は、お互いの事業アイデアや企画構想が自己努力のなかで独自に蓄積されてきた知的資源として、相応の価値を持つことを認識するように努める(知的資源の対価性)
- 多様な主体間は、お互いの知的財産(プロセスで出される工夫やアイデアを含む)の帰属について、十分話し合い、その後の創意工夫への意欲が一層促進されるように努める(著作権や成果物の帰属)
- 多様な主体は、公金を使う場合、社会や市民に対し、相応の責任が発生していることを認識するように努める(公金使用の自覚)

4 評価

多様な主体間は、一緒に取り組むことで事業の有効性・透明性を高め、協働を

効果的にするため評価・検証することが必要です。

- 多様な主体間は、合意により設定した成果目標を達成できたかどうか、数値（指標）など具体的な形で成果を確認するように努める（成果達成の確認）
- 多様な主体間は、成果目標の設定時に想定していなかった新たな事業成果や事業目的以外の派生した成果を確認するように努める（期待を上回る成果達成の確認）
- 多様な主体間は、協働の経験をふまえて、お互いの関係性、役割分担や問題発生時の対応などに関する課題を明らかにするように努める（課題の確認）
- 多様な主体間は、事業成果や関係性の評価・検証の結果に基づき、改善点を明らかにし、次の取組に活かすように努める（課題や改善点のフィードバック）

参 考 资 料

○東海市まちづくり基本条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 43 号

東海市まちづくり基本条例をここに公布する。

東海市まちづくり基本条例

東海市は、知多半島の西北端に位置し、比較的温暖な気候に恵まれ、名古屋南部臨海工業地帯の一画を担いながら知多地区の拠点都市としての役割を果たしており、元気あふれるまちを目指す、輝かしい未来を持つまちです。

私たちは、この東海市を、市民ニーズの多様化、産業構造の変化、地方行政の役割変化などに対応しながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会として実現することを共通の願いとして持っています。加えて、次世代に責任あるバトンタッチを果たすことも市民の大切な責務であると考えています。

新世紀にふさわしいまちづくりは、市民の持つ豊かな社会経験、知識、創造性などを十分に生かし、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることを基本とします。

このような認識の下に、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働・共創によるまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることをいう。

(基本理念)

第 3 条 本市のまちづくりは、協働・共創を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

(1) 安心して暮らせるまちづくり

- (2) 快適に暮らせるまちづくり
- (3) いきいきと暮らせるまちづくり
- (4) ふれあいのあるまちづくり
- (5) 活力のあるまちづくり

(市民の権利)

第4条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、第3条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働・共創によるまちづくりを進めなければならない。

3 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(市長の責務)

第7条 市長は、市が保有する情報を知る権利及び市民のまちづくりに参画する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。

2 市長は、協働・共創によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

(総合的な市政の推進)

第8条 市は、市民のニーズに的確にこたえ、まちづくりの基本理念に沿って、総合的な市政の運営に努めるものとする。

(総合計画等)

第9条 市は、まちづくりの基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 市は、行政分野ごとの計画を、総合計画に即して策定するものとする。

(情報の共有、公開及び提供)

第 10 条 市は、保有する情報を市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、取り扱わなければならない。

2 市は、保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

(個人情報保護)

第 11 条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければならない。

(行政手続)

第 12 条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めなければならない。

(説明責任)

第 13 条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たって、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(行政評価)

第 14 条 市は、行政課題及び市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。

(財政の仕組み)

第 15 条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。

(市民投票)

第 16 条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

(市外の人々との交流)

第 17 条 市は、市外の人々に情報を発信し、及び市外の人々から情報を収集することにより交流を深め、市外の人々の知恵、意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携)

第 18 条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

(この条例の位置付け)

第 19 条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関する制度を設ける場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○東海市市民参画条例

平成 15 年 12 月 22 日

条例第 44 号

東海市市民参画条例をここに公布する。

東海市市民参画条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するための基本的な事項を定めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民参画」とは、市の施策を立案し、及び決定する意思形成の過程から評価の段階に至るまで、市民が様々な形で市政に参画することをいう。

(基本理念)

第 3 条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参画し、協働・共創により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念とし、行われるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市民参画の基本理念にのっとり、積極的に市政に参画するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第 5 条 市長は、市民自らが市政について考え、行動することができるよう、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

2 市長は、市民参画の機会の拡大のための具体的な措置を講じなければならない。

3 市長は、市民から幅広く意見や提案を求める制度を充実させ、市民の意思が反映された市政の運営に努めなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 市の執行機関は、当該執行機関に置く審議会その他の附属機関等の会議を公開するよう努めなければならない。

(委員の公募)

第 7 条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する

場合は、公募により選考するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選考に関する事項については、別に条例で定める。

(市民投票)

第8条 市長は、市民生活にかかわる重要な事項に関して、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。

2 前項の市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○とうかい協働ルールブック2026の策定経緯・経過

多様な主体が役割分担するとともに、相互の連携強化とネットワークを深化させた推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進することを目的に、東海市協働推進体制づくり検討委員会（以下、「検討委員会」という）及び東海市協働推進体制づくり庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」という）を設置し、令和6年度（2024年度）・令和7年度（2025年度）の2ヵ年で、取組などについて協議を行いました。

検討を行う中で、検討委員会及び庁内検討会議等における検討結果を本市における今後の「多様な主体による協働のあり方」として取りまとめ、検討委員会から本市へ提言されることとなりました。

「多様な主体による協働のあり方」についての提言を検討委員会から受けるにあたり、合わせて、多様な主体による協働の推進を図るにあたっての指針とするため、「東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006」を「とうかい協働ルールブック2026」として名称を新たに一部改訂することとなりました。

○令和6年度（2024年度）

月日	項目	備考
6月17日	東海市協働推進体制づくり検討委員会及び東海市協働推進体制づくり庁内検討会議を設置（いずれも要綱による設置）	多様な主体が役割分担するとともに、相互の連携強化とネットワークを深化させた推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進することを目的に設置
8月9日～	第1回検討委員会を開催	当該年度に計4回開催
9月3日～	第1回庁内検討会議を開催	当該年度に計3回開催

○令和7年度(2025年度)

月日	項目	備考
5月21日	第1回庁内検討会議を開催	多様な主体による協働の推進を図るにあたっての指針とするため、「東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006」を一部改訂することを協議
5月29日	第1回検討委員会を開催	上記の協議結果について、承認・決定
7月3日	第2回庁内検討会議を開催	「とうかい協働ルールブック2026」(以下、「ルールブック2026」という)案を検討
8月6日	第2回検討委員会を開催	同上
9月30日	第3回庁内検討会議を開催	同上
10月15日	第3回検討委員会を開催	ルールブック2026改訂案の決定
11月21日 ～12月4日	各課等へルールブック2026案の意見聴取	
12月4日～ 1月7日	①市内NPO法人、②とうかい協働ルールブック2006署名団体、③市民活動センター登録団体へルールブック2026案についての意見聴取	
1月19日	第4回庁内検討会議を開催	ルールブック2026案への意見に対する対応の協議

月日	項目	備考
3月4日	第4回検討委員会を開催	ルールブック2026案についての意見に対する対応の協議及び最終案の決定
3月6日	ルールブック2026の策定	

○東海市協働推進体制づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 多様な主体が役割分担するとともに、相互の連携強化とネットワークを深化させた推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進するため、東海市協働推進体制づくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) まちづくりにおける多様な主体間の協働の推進に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に係る支援制度に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO法人、市民活動団体を代表する者
- (3) コミュニティを代表する者
- (4) 商工業者団体を代表する者
- (5) 福祉関係団体を代表する者
- (6) 市内に住所を有する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

○東海市協働推進体制づくり検討委員会委員名簿

選出区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	委員長	千頭 聡	日本福祉大学 国際学部
NPO法人、 市民活動団体の代表	職務 代理者	高井 智広	特定非営利活動法人 まち・ネット・みんなの広場
〃	委員	三島 知斗世	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ
コミュニティの代表	〃	菅原 好之	東海市コミュニティ推進地区 連絡協議会
商工業者団体の代表	〃	澤村 英希 (近藤 賀允)	東海商工会議所
福祉関係団体の代表	〃	宝達 真志	社会福祉法人 東海市社会福祉協議会
市内に住所を 有する者	〃	加藤 龍子	公募

※()内は令和6年度(2024年度)委員氏名

○東海市協働推進体制づくり庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 多様な主体が役割分担するとともに、相互の連携強化とネットワークを深化させた推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進するため、東海市協働推進体制づくり庁内検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の検討及び協議を行う。

- (1) まちづくりにおける多様な主体間の協働の推進に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に係る支援制度に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は総務部危機管理監の職にある者を、副委員長は企画政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める課の課長の職にある者又は課長に相当する職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 会議は、委員長が必要と認めるときに召集する。

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、議事に関係のある課の職員を出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、会議の事務のうち、個別事項について専門的に検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を部会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

別表(第3条、第6条関係) 東海市協働推進体制づくり市内検討会議委員

区分	課名
委員	交通防犯課
〃	防災危機管理課
〃	職員課
〃	財政課
〃	企画政策課
〃	社会福祉課
〃	こども課
〃	健康推進課
〃	高齢者支援課
〃	生活環境課
〃	商工労政課
〃	リサイクル推進課
〃	花と緑の推進課
〃	土木課
〃	社会教育課
〃	スポーツ課

○東海市協働推進体制づくり庁内検討会議委員名簿

役職名	氏名	職名
委員長	橘 重夫	総務部危機管理監兼防災危機管理課長
副委員長	中島 克	企画政策課長兼行政マネジメント室長
委員	山田 祐輔 (武田 優璽)	交通防犯課長
〃	末崎 裕代	職員課長
〃	笠木 武 (加藤 浩)	財政課長
〃	和田 真貴	社会福祉課長
〃	永井 直子	こども課長
〃	柘植 由美	健康推進課統括主幹
〃	池田 富士子	高齢者支援課長
〃	芦原 伸幸	商工労政課長
〃	櫛田 竜也 (河田 明)	生活環境課長兼ゼロカーボン戦略室長
〃	林 尚 (山田 祐輔)	リサイクル推進課長
〃	西野 貫喜	花と緑の推進課長
〃	名古屋 幸司	土木課統括主幹
〃	永井 伸明	社会教育課長
〃	伊藤 孝英 (鈴木 俊毅)	スポーツ課長

※()内は令和6年度(2024年度)委員氏名

とうかい協働ルールブック 2026

令和8年3月

東海市 総務部 市民協働課

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

電話 052-613-7525・0562-38-6136